

所属する事業所		就労形態	労働保険	社会保険		「下請指導ガイドライン」における 「適切な保険」の範囲
事業所の形態	常用労働者の数		雇用保険	医療保険 (いずれか加入)	年金保険	
法 人	1人～	常用労働者	雇用保険※3	<ul style="list-style-type: none"> ・協会けんぽ ・健康保険組合 ・適用除外承認を受けた国民健康保険組合(建設国保等)※1 	厚生年金	3保険
	一	役員等	—	<ul style="list-style-type: none"> ・協会けんぽ ・健康保険組合 ・適用除外承認を受けた国民健康保険組合(建設国保等)※1 	厚生年金	健康保険及び厚生年金保険
個 人 事 業 主	5人～	常用労働者	雇用保険※3	<ul style="list-style-type: none"> ・協会けんぽ ・健康保険組合 ・適用除外承認を受けた国民健康保険組合(建設国保等)※1 	厚生年金	3保険
	1人～4人	常用労働者	雇用保険※3	<ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険 ・国民健康保険組合(建設国保等) 	国民年金	雇用保険 (医療保険と年金保険については個人で加入)
	一	事業主、一人親方	—	<ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険 ・国民健康保険組合(建設国保等) 	国民年金	医療保険と年金保険については個人で加入 (但し、一人親方は請負としての働き方をしている場合に限る)※2

※1 年金事務所健康保険の適用除外の承認を受けることにより、国民健康保険組合に加入する。

※3 週所定労働時間が20時間以上等の要件に該当する場合は常用であるか否かを問わない。

※2 詳しくは、一人親方「社会保険加入にあたっての判断事例集」参照。

□ :事業主に従業員を加入させる義務があるもの

□ :個人で加入